

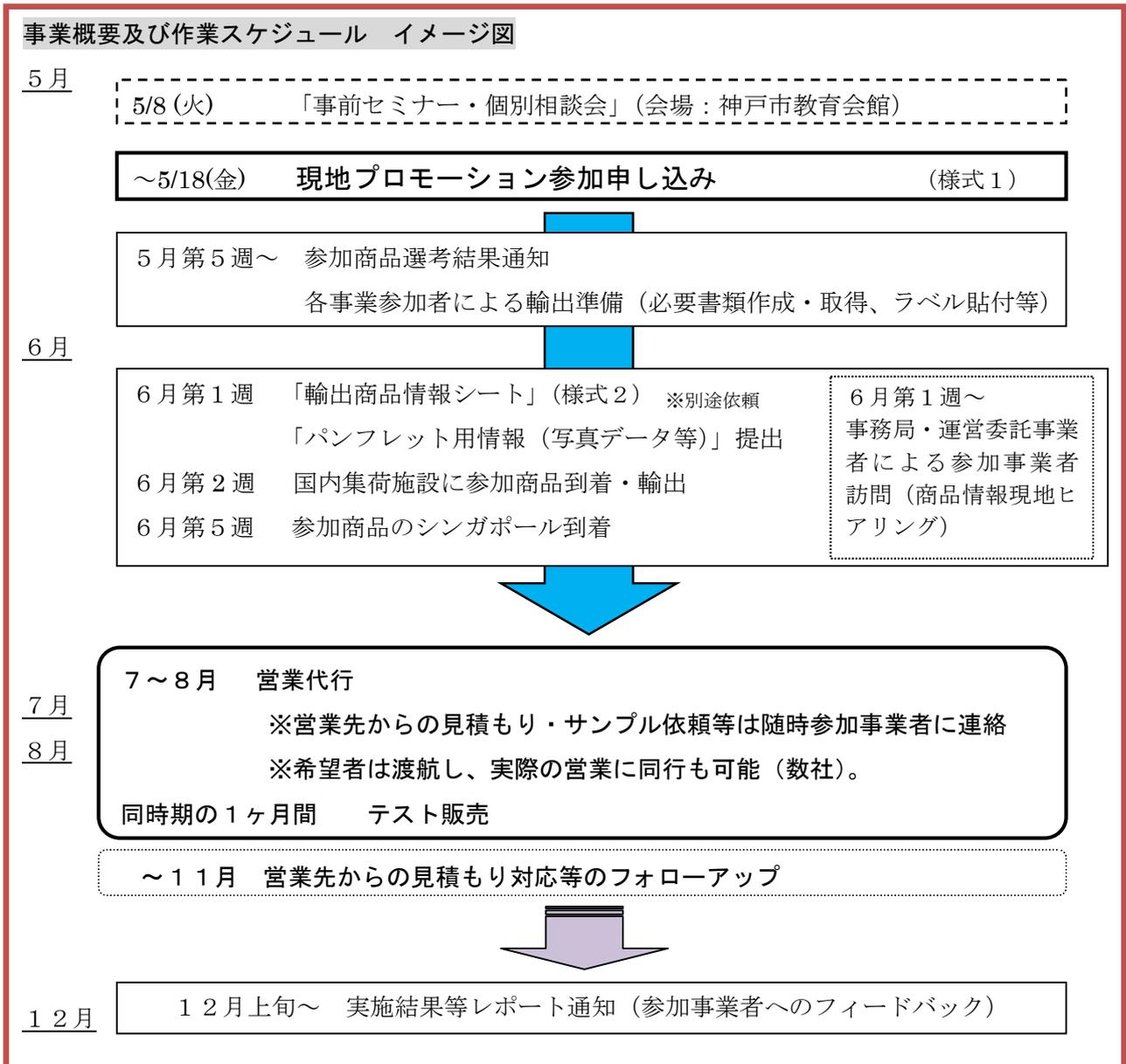
**平成 30 年度 シンガポールにおける
兵庫県産農林水産物等プロモーション事業のご案内
【参加応募要領】**

ひょうごの^{うま}美味し^{FOOD}風土拡大協議会

東南アジア市場へのショーケース機能を持つシンガポールにおいて、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、シンガポールを中心とする東南アジア市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

なお、本事業はシンガポール現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施するもので、レストランシェフやバイヤーへの直接営業など、兵庫県産品の認知度を高めながら、各事業参加者はシンガポールにおける自らの商品の評価を得ることで、今後の継続取引の実現を目指すものです。

1 事業概要



【Ⅰ 国内における事前セミナー及び個別相談会】

シンガポールでのPRや商流構築が効果的に進められるよう、現地食品業界に精通した講師によるシンガポール市場での販路開拓のポイント等に関する「事前セミナー」及び、各事業者の商品のブラッシュアップや具体的な商品提案の方法等について直接アドバイスを受ける「個別相談会」を実施。

日 時：平成30年5月8日（火）10時00分～17時30分

場 所：神戸市教育会館 501号室（神戸市中央区中山手通4-10-5）

〔午前の部〕事前セミナー・事業説明

講 演 「シンガポールへの食品輸出に向けて～市場の特性と効果的な戦略とは」

講師：関 泰二 氏（日本アシストシンガポール PTE LTD 代表取締役、JETRO Singapore サービス産業リテイナー、中小機構国際化支援アドバイザー）

アドバイザー：島崎 征弘氏（BOZZ International PTE LTD. 取締役）

◆関氏プロフィール

- ・シンガポールにおける日本食材関連企業のマッチング・商品PRの第一人者
- ・シンガポール政府国際企業庁シニアマーケットオフィサー、在京シンガポール共和国大使館商務部商務官などを歴任。
- ・現在は日本アシストシンガポールの代表取締役として、レンタルオフィス CROSSCOOP SINGAPORE を拠点に、これまで400社近くの日系企業にシンガポール及び東南アジアへの進出を支援。
- ・2017年より兵庫県がシンガポールに設置する「ひょうご国際ビジネスサポートデスク」に 就任。

◆島崎氏プロフィール

- ・シンガポールで日本食品を取り扱うスーパーマーケット「IROHA マート」及び「Midtown マート」の立ち上げと経営全般に携わる。

〔午後の部〕個別相談会

関氏、島崎氏両講師が、現地プロモーション（営業代行等）参加希望者を中心に、輸出を検討されている各事業者の商品を手に取りながら、現地での販路開拓に向けて商品ブラッシュアップ等のアドバイスを実施。

【Ⅱ シンガポールにおける現地プロモーション】

参加申込み受付中

7～8月にかけて、以下①～②の県産農林水産物等プロモーションをシンガポール現地にて実施します。参加希望の事業者は、P.3からの **2 参加条件**や、**3 参加事業者の費用負担**など、本要領に十分お目通しいただき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県消費流通課）までお申込み下さい。

①現地シェフやバイヤー等を対象とした営業代行

シンガポールにおいて販売開拓を目指す事業者の商品について、シェフやバイヤー等へ営業代行を行い、シンガポールでの販路開拓・拡大につなげます。

日 時：7～8月（商品ごとに1ヶ月程度）

営業先：1品目あたり15件程度（シンガポール内飲食店、小売店、スーパーマーケット、食品卸等）

対象品目：20 品目程度

②一般消費者等を対象とした日本食材取扱店等でのテスト販売事業

シンガポール中心部にある日本食材取扱店において、県産販売コーナー（店舗の販売棚を兵庫県産品のテスト販売用に一部借上げ）を設置、一般消費者へのテスト販売を実施し、現地の消費者の反応を得ることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につながります。

期 間：7～8月の1ヶ月程度

実施予定場所：IROHA MART (68 Orchard Road #B2-17/18 Plaza Singapura, Singapore)

販売対象商品：常温・冷蔵商品（冷凍品目は商品により他の日本食材取扱店や飲食店等で実施予定）。

※同店舗は、シンガポール中心部・オーチャードにあり、日本から直輸入の食品を早い新製品の展開でシンガポールのお客様に親しまれている。

※期間中、一部日程において現地スタッフによる試食等を実施予定。

対象品目：20 品目程度

2 参加条件

(1) 営業代行・テスト販売に供する商品が無償でご提供いただくこと

営業代行用、テスト販売用に商品が無償でご提供いただきます。

※ 商品の内容や量によって、数量が異なります。数量は、商品選定後に運営委託事業者より連絡します。なお、目安は下記のとおりです。

【無償提供商品数量の目安】

品目（例）	数量（単位）
日本酒	20 本（720ml）
米	20 袋（2kg）
麺類	30 袋（300g）
味噌	30 個（400g）
調味料	30 本（300ml）
丹波黒大豆加工品	30 個（200g）
海苔	30 袋（50g）
茶	30 袋（50g）

※上記は目安ですので、前後することがあります（上記以外の品目は個別に調整）。

※少量サンプルをお持ちの場合は、営業代行用に少量サイズをご提供ください（別途調整）。

(2) 参加商品は以下①～⑥の条件をすべて満たすこと

- ①兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。
- ②日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと
- ③製造日から賞味期限までが原則として180日以上であり、7～8月のプロモーション以降

も十分な残余期間を有していること

④シンガポールの規制等をクリアしているもの

(残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等)

⑤裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと

⑥特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの

※「8 輸入制度について」も合わせてご確認ください。

(3) 事業参加者は 以下①～⑤の条件をすべて満たすこと。

①兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

②ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること（事業参加申込みと同時登録で可）。

③商品の輸出に意欲的であること。

④参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なくご協力いただけること。

⑤事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

3 参加事業者の費用負担

2万円／商品

※ 自らの流通ルートを利用し、必要な商品を事務局指定の期日・場所に確実に配送できるものにあつては参加料無料。

(1) 参加料に含まれるもの

①日本国内指定倉庫からシンガポールへの参加商品の輸送に係る経費
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)

②プロモーション料

(営業代行料、テスト販売展示スペース借上費、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など)

(2) 参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

①営業代行及びテスト販売用の商品（現物）

②日本国内指定倉庫への上記①の商品輸送費

③輸出にかかる各種証明書取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等）

④現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用

(運営委託事業者が作成しお送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)

⑤同行営業に係る渡航費（希望者のみ）

⑥その他、上記以外の経費

※ 輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。
各事業者で「8 輸入制度について」に記載するリンク先にて最新の情報をご確認ください。

ださい。なお、さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

4 参加商品選定方法

参加申込多数の場合、品目数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

商品選定は、運営委託事業者が、事務局と協議のうえ、上記の参加条件を満たしているもののうち、現地シェフ・バイヤー等のアドバイス等も参考に、販売可能性が高いものを順に選定します。選考結果については、速やかに当協議会から事業参加申込者様へご連絡させていただきます。

5 運営委託事業者・事務局による参加事業者訪問（商品情報ヒアリング）

より効果的な営業代行を行うため、運営委託事業者及び事務局が参加事業者を事前（6月上旬を予定）に訪問するなどして、参加商品の個性や特長等をヒアリングさせていただきます。

6 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、営業先やテスト販売店舗の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施します。なお、見積もりやサンプル依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。〔上記参加条件2の（3）の⑤〕

7 参加申込書提出期限

参加をご希望される方は、申込書（様式1）を、平成30年5月18日（金）必着で、下記までご提出ください。

※なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

申込書提出先 【メールにて送付】	ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局 (兵庫県農政環境部消費流通課内) E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp
---------------------	---

8 輸入制度について

現地における輸入規制及び原発事故に伴う食品に対する規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

内容	URL
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応	http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html
シンガポール向け輸出証明書等の概要	http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/singapore_shoumei.html
シンガポールにおける輸入規制等（品目ごと）	https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/
シンガポール 食品のマーケティング基礎情報	https://www.jetro.go.jp/ext_images/Marketing/marketing_basicoinfo_sg_201707.pdf

※上記リンク先は農林水産省、JETROのHPとなります。

■主なシンガポール規制■

- ①肉と肉製品(動物油を含む5%以上の肉・肉製品と、牛肉を含むすべての肉・肉製品)のシンガポール輸出にはAVAからの承認が必要です。さらに、牛肉や豚肉に関しても日本国内のAVA指定の肉処理工場処理されたものである必要があります。
- ②水産物の輸入は、AVAが所管する食肉・魚介類法および食品販売法により規制されており、シンガポールへ輸出しようとする水産物は、食品販売法の付属規定である食品規制により定められている食品規格を満たす必要があります。
- ③日本からの加工卵*の輸出は認められていません。
*加工卵には塩漬けされた卵、ピータン、液状卵、全卵、黄身、白身、黄身と白身を混ぜたもの、粉末卵、すでに調理された卵(ゆで卵、オムレツ)を含みます。
*家庭用生卵の輸出にはAVAからの承認が必要。家庭用生卵には受精または孵化していない家禽の卵である必要があります。
(家禽には鴨、ガチョウ、鳩、アヒル、烏骨鶏、七面鳥、鶉、イワシャコが含まれます)
(AVAによる認可を受けた農場でなければ家庭用生卵は輸出はできず、各積送品は一つの農場から収穫された生卵である必要があります)
- ④「食品販売法」では、食用に販売される食品全般の販売表示義務項目として、以下を規定しています。
 - (イ) 食品の名称、品種、
 - (ロ) 輸入業者、生産者、販売業者名と住所
 - (ハ) 内容量(数量、正味重量等)

■その他ご参考■

「日本食品消費動向調査(シンガポール)(2017年3月)」

JETROが、シンガポールにおける今後の日本食普及と日本産食品の輸出の可能性を検討するため、統計から見た食品の消費動向、消費者の食文化や嗜好性、小売、外食、電子商取引など購買チャネル別のトレンド、日本食の普及状況などをまとめた資料を公表していますので、ご参照ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/a9577f728cda5f09.html>

9 免責事項

- (1) 本事業は事業参加者様に参加商品を無償提供いただき、シンガポールにおいてシェフや、バイヤー等への営業活動、一般消費者へのテスト販売を実施させていただくものです。ご提供いただいた参加商品は営業用サンプル及びテスト販売商品として使用させていただきます。については、委託販売方式ではございませんので売上金等が事業参加者様に戻ることはなく、また本事業終了後の参加商品の返品もいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。

- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

10 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：藤田、高橋

TEL 078-341-7711（内線4046）

FAX 078-362-4276

E-mail shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp